

(外交防衛委員会)

エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結につ

いて承認を求めるの件 (閣条第一三号) (衆議院送付) 要旨

この議定書は、エネルギー効率の向上がエネルギーを有効に利用することに資するのみならず、地球温暖化、酸性雨等の環境問題への対策として重要であるとの認識の高まりを背景として、一九九四年 (平成六年) 十二月にリスボンで開催された国際会議において、「エネルギー憲章に関する条約」の採択と同時に採択されたもので (一九九八年 (平成十年) 四月効力発生)、前文、本文二十二箇条、末文及び附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この議定書は、重要なエネルギー源としてエネルギー効率を高め、望ましくない環境上の影響を軽減するための政策上の原則を定める。さらに、エネルギー効率に関する計画の作成についての指針を定め、協力の分野を示し、及び協力的かつ協調的に活動を行うための枠組みを定める。

二、締約国は、エネルギー効率に関する政策及び法令を作成し及び実施するに当たり、相互に協力し、適当な場合には相互に援助する。

三、締約国は、市場機構の効果的な運営及びエネルギー効率に関する障害の削減等を促進するための政策及び法令上の枠組みを確立する。

四、締約国は、エネルギー効率の向上を図り及びその結果としてエネルギー・サイクルの環境上の影響を軽減するため、自国の固有のエネルギー事情との関係において適切な戦略及び政策目標を作成する。

五、締約国は、エネルギー効率及びエネルギーに関する環境保護に関する投資に資金を供与するための新たな取組方法及び方式の実施を奨励する。

六、締約国は、自国の状況に最も適したエネルギー効率に関する計画を作成し、実施し及び定期的に更新する。

七、エネルギー憲章に関する条約の規定に基づいて設立される事務局は、この議定書に基づく憲章会議の任務の遂行に必要なすべての援助を与え、また、議定書の実施を支援するために随時必要とされる他の役務を提供する。

八、この議定書は、この議定書が効力を生じた後この議定書を受諾する等の国等については、当該国等による受諾書等の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。